

東伊豆町木造住宅耐震補強助成事業費補助金（補強計画一体型）  
交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、木造住宅耐震補強助成事業（補強計画一体型）を実施する当該建築物の所有者、居住者又は使用者（以下「所有者等」という。）に対し、予算の範囲内において交付する補助金に関し、東伊豆町補助金等交付規則（令和2年東伊豆町規則第9号）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）木造住宅耐震補強助成事業（補強計画一体型） 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅及び同日において工事中であった木造住宅の耐震補強計画策定及び耐震補強工事を実施する事業をいう。ただし、東伊豆町木造住宅補強計画策定事業費補助金交付要綱（平成21年東伊豆町要綱第13号）又は東伊豆町木造住宅耐震補強助成事業費補助金交付要綱（平成14年東伊豆町要綱第14号）の規定による補助金の交付を受けたものを除く。
- （2）木造住宅 木造軸組工法で建築され、居住のため継続して利用する建築物をいう。
- （3）耐震補強計画 建築士事務所に属する静岡県耐震診断補強相談士（以下「静岡県耐震診断補強相談士」という。）が策定する木造住宅の耐震補強のための計画をいう。
- （4）耐震補強工事 耐震補強計画に基づく工事をいう。
- （5）高齢者等の居住する住宅 借家を除き、次のいずれかに該当する住宅をいう。
  - ア 当該事業完了までに65歳以上となる者のみが居住するもの
  - イ 身体障害者手帳の交付を受け、身体障害程度等級が1級又は2級の者が居住するもの
  - ウ 介護保険法による要介護者又は要支援者が居住するもの

エ 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住するもの

(6) 在宅避難を促進する住宅 地震発生後の避難所生活における感染症リスクを回避し、住み慣れた自宅での避難生活を可能とするため、耐震化する住宅をいう。

(7) 耐震補強のPRを行う住宅 耐震補強工事期間中に耐震補強のPR看板を設置する住宅で、次のいずれかに該当する住宅をいう。

ア 耐震補強工事期間中に現場見学会を実施するもの

イ 耐震補強工事完了後に完成見学会を実施するもの

ウ 耐震補強工事完了後に耐震補強工事を実施するきっかけを記載した文書及び耐震補強工事後の住宅の写真等を提出するもの

(補助の対象及び補助金等の額)

第3条 補助の対象及び補助金等の額は、別表のとおりとし、1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。

(補助対象要件)

第4条 補助対象要件は、次に掲げる各号のいずれにも該当する事業とする。

(1) 木造住宅の所有者等が行う木造住宅耐震補強助成事業(補強計画一体型)

(2) 耐震診断の結果、1.0未満であった木造住宅の耐震評点を1.0以上とし、かつ耐震評点を0.3以上向上する耐震補強計画策定及び耐震補強工事。ただし、新工法を採用する等、補強後における耐震評点の算定が困難な場合は、同等以上の効果が認められるもの

2 在宅避難を促進する住宅の補助対象要件は、次に掲げる各号のいずれにも該当する事業とする。

(1) 木造住宅の所有者等が行う木造住宅耐震補強助成事業(補強計画一体型)

(2) 耐震診断の結果、0.7未満であった木造住宅の耐震評点を1.2以上とする耐震補強計画策定及び耐震補強工事。ただし、新工法を採用する等、補強後における耐震評点の算定が困難な場合は、同等以上の効果が認められるもの

(3) 居間及び寝室に転倒する危険性のある家具が設置されているときは、家具の固定を行うもの

(4) 耐震補強のPRを行う住宅であること。

3 前2項に規定する耐震診断は、次に掲げる各号のいずれかにより実施した診断とする。

(1) わが家の専門家診断事業

(2) 静岡県耐震診断補強相談士が、一般財団法人日本建築防災協会による「

「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づき実施した耐震診断

4 補強後の耐震評点は、静岡県耐震診断補強相談士が次に掲げる各号のいずれかの基準により算定するものとする。

(1) 一般財団法人日本建築防災協会による「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」

(2) 新工法を採用する等、前号の基準での算定が困難な場合は、前号と同等以上の効果が認められるものとして別に定めた基準

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、木造住宅耐震補強助成事業費補助金（補強計画一体型）交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 耐震補強計画の策定に要する経費の見積書の写し

(2) 耐震補強工事に要する経費の見積書の写し

(3) 耐震診断結果報告書の写し

(4) 付近見取図（縮尺2,500分の1以上の地図）

(5) 耐震補強工事予定建築物の配置図及び各階平面図

(6) 静岡県耐震診断補強相談士登録証の写し

(7) 昭和56年5月31日以前に建築したことを証明する次に掲げるいずれかの書類の写し

ア 建築確認通知書

イ 固定資産課税台帳登録証明書（家屋）

ウ 家屋登記簿謄本

(8) 住宅の所有者を証明する次に掲げるいずれかの書類の写し

ア 固定資産課税台帳登録証明書（家屋）

イ 家屋登記簿謄本

(9) 高齢者等の居住する住宅の場合は次に掲げるいずれかの書類

ア 居住者全員が当該事業完了までに65歳以上となることが確認できる住民票の写し

イ 障害者等であることが確認できる書類の写し

(ア) 身体障害者手帳

(イ) 介護保険被保険者証

(ウ) 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳

(10) 在宅避難を促進する住宅の場合は次に掲げる書類

ア 居間及び寝室にある家具の配置、家具の高さ、出入口、座る場所及び就寝場所から、転倒する危険性のある家具の有無が確認できる図面等

イ 耐震補強PRの実施計画書（様式第2号）

(11) その他町長が必要と認めたもの  
(交付の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、  
適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、木造住宅耐震補強助成  
事業費補助金(補強計画一体型)交付決定通知書(様式第3号)により申請  
者に通知するものとする。

(変更の申請及び承認)

第7条 申請者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、木造住宅  
耐震補強助成事業(補強計画一体型)変更承認申請書(様式第4号)に変更  
の内容が分かる書類を添付して提出し、あらかじめ町長の承認を受けなけれ  
ばならない。

(1) 施工箇所又は施工方法を変更する場合

(2) 補助金の額を変更する場合

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当  
であると認めたときは、木造住宅耐震補強助成事業(補強計画一体型)変更  
承認通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(遅滞等報告)

第8条 申請者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の  
遂行が困難になった場合は、速やかに木造住宅耐震補強助成事業(補強計画  
一体型)遅滞等報告書(様式第6号)を町長に提出し、その指示を受けなけれ  
ばならない。

2 町長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を審査し、木造住宅耐  
震補強助成事業(補強計画一体型)指示書(様式第7号)により申請者に指  
示するものとする。

(実績報告)

第9条 申請者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又  
は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日  
までに、木造住宅耐震補強助成事業(補強計画一体型)完了実績報告書(様  
式第8号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 耐震補強計画の策定に要した経費の領収書等の写し

(2) 耐震補強工事に要した経費の領収書等の写し

(3) 耐震補強計画結果報告書の写し

(4) 施工箇所ごとの施工前、施工中及び完了時の写真

(5) 静岡県耐震診断補強相談士登録証の写し

(6) 在宅避難を促進する住宅の場合は次に掲げる書類

ア 居間及び寝室に転倒する危険性のある家具が設置されているときは、  
家具の固定状況を確認できる写真

イ 耐震補強PRの実施報告書（様式第9号）

（7）その他町長が必要と認めたもの

2 前項第3号の耐震補強計画結果報告書の写しには、次の事項を記載した書類を添付する。

（1）建築物の所有者、所在地、用途及び規模

（2）診断者の名称及び事務所の所在地

（3）耐震診断並びに補強計画の評点及び算定根拠

（4）補強計画平面図（補強箇所及び補強方法を明示する。）

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、木造住宅耐震補強助成事業費補助金（補強計画一体型）交付確定通知書（様式第10号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 申請者は、前条の通知を受けたときは、速やかに木造住宅耐震補強助成事業費補助金（補強計画一体型）請求書（様式第11号）を町長に提出しなければならない。

（帳簿及び書類の保管等）

第12条 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（東伊豆町木造住宅耐震補強助成事業費補助金交付要綱の廃止）

2 東伊豆町木造住宅耐震補強助成事業費補助金交付要綱（平成14年東伊豆町要綱第14号）は、廃止する。

（東伊豆町木造住宅補強計画策定事業費補助金交付要綱の廃止）

3 東伊豆町木造住宅補強計画策定事業費補助金交付要綱（平成21年東伊豆町要綱第13号）は、廃止する。

別表（第3条関係）

補助の対象	補助金の額	在宅避難を促進する住宅の割増額
対象建築物の所有者等が行う当該事業に要する経費	1棟ごとに、当該事業に要する経費と100万円とを比較して、いずれか少ない額とし、耐震補強工事費の8割を限度とする。ただし、高齢者等の居住する住宅については、当該事業に要する経費と120万円とを比較して、いずれか少ない額とし、耐震補強工事費の8割を限度とする。	当該事業に要する経費から補助金の額を減じた金額と15万円とを比較して、いずれか少ない額とする。